

表 1(1) 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為

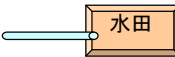
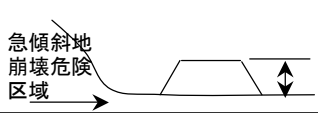
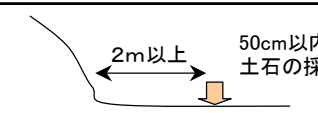
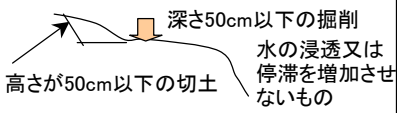
法律(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	政令(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令)	参 考
第七条(行為の制限) 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。	【許可を要しない行為】 第二条(法第七条第一項ただし書の政令で定める行為) 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。	
一 水を放流し、又は停滞させる行為その他の水のしん透を助長する行為	一 水田(地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。)に地表水を放流し、又は停滞させる行為	 水田 地表水の浸透しやすい水田は許可が必要
	二 かんがい用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に地表水を放流する行為	 かんがい用に供するため 地表水の浸透しやすい土地は許可が必要
	三 日常生活の用に供した地表水を土地(地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に放流する行為	 地表水の浸透しやすい土地は許可が必要
	四 用排水路に水を放流する行為	
	五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為	
二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造		
三 のり切り、切土、掘さく又は盛土		
四 立木竹の伐採	六 除伐又は倒木竹もしくは枯損木竹の伐採	
五 木竹の滑下又は地引による搬出		
六 土石の採取又は集積		
七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの		
	七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為	
	イ 長さが三メートル以下の法切りで、のり面の崩壊を生じさせないもの	 急傾斜地崩壊危険区域 のり長3m以下 崩壊を生じさせないもの
	ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの	 急傾斜地崩壊危険区域 高さ50cm以下の切土 2m以上 50cm以下の掘削
	ハ 高さが二メートル以下の盛土	 急傾斜地崩壊危険区域 盛土高2m以下
	二 木竹の滑下又は地引による搬出	
	ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの	 急傾斜地崩壊危険区域 2m以上 50cm以内の土石の採取

表 1(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為

法律(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	政令(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令)	参 考
	ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二.五トン以下の土石の集積	 2.5t/m ² の土石の集積
	ハ 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為	
	イ 前号イに掲げる行為	
	ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘さくで、水のしん透又は停滞を増加させないもの	 深さ50cm以下の掘削 水の浸透又は停滞を増加させないもの 高さが50cm以下の切土
	九 次に掲げる工事の実施に係る行為 ～ 省 略 ～	